

本　書　の　内　容

本書は、千葉県内の市町村及び一部事務組合から報告された平成 20 年度決算額（普通会計）を中心として、市町村の財政に関する主な統計資料等を収録したものです。

主な用語の説明

1 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいて、地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

2 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

3 公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

4 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

5 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで繰り越すこと。）、繰越明許費（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

6 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

7 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰り上げ償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取り崩し額）を差し引いた額。

8 一般財源

平成 20 年度の市町村における一般財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）

の合計額。

9 一般財源等

一般財源に、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を加算したもの。目的が特定されない寄附金・財産収入、純繰越金、臨時財政対策債、減収補てん債特例分等が含まれる。

10 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源。平成 20 年度の市町村における自主財源は、市町村税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、純繰越金、諸収入から受託事業収入、収益事業収入及び一部事務組合配分金を除いた額の合計額。

11 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

12 地方特例交付金

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、平成 18 年度から国が地方公共団体に交付している。

なお、平成 20 年度においては、住宅ローン減税に伴い、地方公共団体に生じる個人住民税の減収額を補てんするための減収補てん特例交付金及び道路特定財源の暫定税率の失効期間中（平成 20 年 4 月分）における地方公共団体の減収を全額補てんする地方税等減収補てん臨時交付金が設けられている。

13 特別交付金

平成 11 年度税制改正による恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として交付されていた減税補てん特例交付金が、平成 19 年度から廃止されたことに伴う経過措置として、平成 19 年度から平成 21 年度まで国が地方公共団体に交付している。

14 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定の割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。

15 基準財政需要額

地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するために財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付される。

16 基準財政収入額

地方交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。

17 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、

特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

18 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自ら施策として単独で市町村に交付するものと、国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

19 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人事費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。

20 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

21 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する普通建設事業、災害復旧事業及び失業対策事業。

22 単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。都道府県の単独補助を受けて実施する事業及び国の補助基準となった単価・面積等を上回って実施する部分の事業を含む。

23 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

24 地方債計画

毎年度国の財政投融資計画と関連して総務省が作成する地方債の年度計画で、事業別の起債許可予定額を示した全体計画。

25 財源対策債

昭和 51 年度以降、地方の財源不足を補てんするために発行された建設地方債。

26 臨時財政特例債

投資的経費に係る国庫補助負担率の昭和 60 年度から平成 4 年度の間の暫定的引き下げ措置について、国庫補助負担金減額分を補てんするために増発された建設地方債。

27 減収補てん債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。

28 地域総合整備事業債

広域行政圏計画、ふるさとづくり事業計画等に基づく事業であり、地域の総合整備のために根幹的事業又はモデル事業として知事が認めた事業に係る地方債。

29 行政改革等推進債（地域再生事業分）

地方単独事業に係る一般財源負担の軽減を図る目的で発行される地方債。平成 20 年度は、行政改革等推進債の一部となっている。

30 減税補てん債

恒久的な減税及び平成15年度税制改正における先行減税等による地方公共団体の減収額を補てんするために発行される地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に建設事業以外の経費にも充当できる。

31 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対応するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成13~15年度、平成16~18年度及び平成19~21年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を、国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補てんされるもの。地方公共団体の実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入されることとされている。

32 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。

33 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

34 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

35 その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。

36 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費※）に充当された一般財源等の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等（経常一般財源等）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

※ 上記「経常的経費」に、一部事務組合に対する負担金に係る経常的経費を加算して算出した比率を、「再計による経常収支比率」としている。

37 公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費の一般財源等に占める割合。

38 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合。

39 実質公債費比率

地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標として起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの。公営企業会計や一部事務組合等の公債費等を考慮した、実質的な公債費に費やした一般財源等の額が標準財政規模に占める割合で過去3年間の平均値。なお、平成19年度からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する

る法律」に基づき算定されている。

40 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源等の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去3年間の平均値。

41 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

- 標準税収入額等

基準財政収入額から、市町村民税所得割における税源移譲相当額の25%、特別とん議与税、地方道路議与税、自動車重量議与税、航空機燃料議与税、石油ガス議与税、交通安全対策特別交付金、児童手当特例交付金、地方道路議与税減収補てん臨時交付金を除いたものを100/75し、特別とん議与税、地方道路議与税、自動車重量議与税、航空機燃料議与税、石油ガス議与税、交通安全対策特別交付金、児童手当特例交付金、地方道路議与税減収補てん臨時交付金を加え戻したもの。

42 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

43 一部事務組合

都道府県、市町村又は特別区が、その事務等の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

44 広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

注 意 事 項

- 1 決算額は、特に単位を付したもののはかはすべて千円単位とする。
- 2 構成比、増減率は、すべてパーセントとする。
- 3 各項についての計数は、表示単位未満四捨五入したものである。なお、表示未満四捨五入の関係で、積み上げ合計が一致しない箇所がある。
- 4 「全国市町村」の決算額は、大都市（政令指定都市）、特別区を除く。
- 5 浦安市、四街道市は昭和56年度から、袖ヶ浦市は平成3年度から、八街市は平成4年度から、印西市は平成8年度から、白井市は平成13年度から、富里市は平成14年度から市となつたため当該年度以降は当然市として集計されているが、当該年度前については特に操作は行わず、町村として集計されている。

また、合併により新市町となった団体においても、当該年度は当然新市町として集計されるが、当該年度以前については特に操作は行わず、旧市町村として集計されている。

（印西市、印旛村及び本塙村は、平成22年3月23日に合併したが、本書では、合併前の平成20年度決算をもとに記載しているため、別団体として扱っている。）